

柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業 資格審査以外に関する質疑回答

標記の件、次のとおり回答します。

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分						
1	入札説明書	6	8	1)	①		SPCの設立	SPCの設立については、任意となっていますが、非価格要素の審査の対象とはならないと考えてよろしいでしょうか。	審査に関係する部分ですので、回答できません。
2	入札説明書	9	11	1)			入札書類の構成	事業提案書(様式第十三号)の欄外に(別紙含めず)と記されていますが、提案書に別紙の添付は宜しいのでしょうか。また、別紙の添付が宜しい場合、2)入札書類の提出について、別紙はPDF形式で提出しても宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙はPDF形式でも結構です。ただし、別紙はあくまでも参考資料という取扱いであり、別紙において新たな提案を行っても評価の対象とはなりません。
3	入札説明書	15	別紙1	2	⑦		閲覧資料	⑦用役使用量を閲覧させていただけるとのことでしたが、水、補助燃料、消石灰、活性炭、反応助剤が月報にて示された以外の用役使用量がありませんでした。以外の用役の使用量実績を開示いただけないでしょうか。	一部開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
4	入札説明書	15	別紙1	2	⑦		用役関係使用量	事業計画作成において下記の実績データの提示がないので提示願いたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・買電量、売電量 ・灯油 ・アンモニア水(25%) ・清缶剤 ・苛性ソーダ(24%) ・ボイラ薬剤 <ul style="list-style-type: none"> 脱酸剤 塩酸(35%) 陽イオン交換樹脂 陰イオン交換樹脂 復水処理剤 保缶剤 ・飛灰薬剤 <ul style="list-style-type: none"> 重金属固定剤 ・排水処理薬剤 <ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ(24%) 凝集剤 塩酸(35%) 凝集助剤 スケールインヒビター ろ過材 脱水助剤 栄養剤(25%) 次亜塩素酸ソーダ 液体キレート 	平成25年度から27年度まで、開示いたします。 開示期間については、平成28年10月27日(木)及び28日(金)、時間は午前9時から12時まで、又は13時から16時までのいずれか3時間とし、閲覧人数は5人までとします。なお、開示日については、組合と協議の上、決定とします。
5	要求水準書	1	第1章	第1節	7	1)	運転教育等準備業務	「運営準備期間開始までに焼却施設の運転に関して組合と協議の上、運転教育を作成するものとする。」と記されていますが、運営準備期間開始とは契約締結日でしょうか。それとも貴組合と協議の上で作成する運転教育計画で定めた日でしょうか。	契約締結日です。
6	要求水準書	1	第1章	第1節	7	1)	運転教育等準備業務	運営準備期間中に、貴組合と事業者で施設の引渡し確認は実施されるのでしょうか。	組合と協議の上、実施します。
7	要求水準書	2	第1章	第1節	8		設備名称	表1.1.1に記載されております設備名称はP.49 別紙5:機械設備、電気・計装設備の主仕様に記載されております設備名称と一部異なりますが今後、どちらの名称にて記載すべきかご教示願います。	別紙5の名称で記載願います。

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分						
8	要求水準書	4	第1章	第2節	10		マニュアル及び計画書の作成	各種のマニュアルについて貴組合で現在使用しているものがあれば、事業者に貸与されるとの認識でよろしいでしょうか。	取り扱い説明書については、貸与します。
9	要求水準書	4	第1章	第2節	11		基本性能	基本性能の定義が建設工事において施設の内容を最終的に取りまとめた完成図書において保証される内容と記載されております。建設工事時より年数を経ているため、新設同様の性能を期待できない部分についての考慮はいただけるのでしょうか。	劣化を踏まえたうえで適切な維持管理を行い、基本性能を維持して下さい。
10	要求水準書	5	第1章	第2節	12	1)	(3) 事業期間終了における本施設の条件	「建物の主要構造物、内外仕上げ、設備・措置等に大きな破損がなく、良好な状態であること」と記載されていますが建築設備等は業務委託範囲外であるため、適用外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者の運転に起因する破損の場合は機能復元を求めます。
11	要求水準書	5	第1章	第2節	12	2)	本事業終了条件及び性能未達時の対応	基本性能は、業務委託範囲内のものに限定されると考えてよろしいでしょうか。(建築設備に関連するものは除外される)	事業者の維持管理に起因する場合は適用されます。
12	要求水準書	5	第1章	第2節	12	3)	引継ぎ業務の期間	組合及び組合が指定する第三者への引継ぎ業務はどのくらい期間を想定されていますか。	1ヶ月程度を想定しています。
13	要求水準書	5	第1章	第2節	12	3)	引継ぎ業務期間中の発生費用の負担	組合及び組合が指定する第三者への引継ぎ業務期間中に発生する費用(人件費等)は事業者側負担になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	5	第1章	第2節	12	3)	引継ぎ業務	本事業期間終了後、本施設の運転維持管理業務を第三者へ引継ぐにあたって、本事業者の運転管理マニュアルの提出が記されています。マニュアルは、当社のノウハウも含まれますので、マニュアル類は提出物から除いて頂きますよう、お願い申し上げます。	不可とします。
15	要求水準書	5	第1章	第2節	12	3)	(3) 引継ぎ業務	(3)に記載されている教育訓練等の支援期間は、引継ぎ対象となる次の事業者等を貴組合が指定後、本事業期間終了までとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	6	第1章	第2節	13	2)	計画ごみ質	表1.2.3計画ごみ質【焼却施設】に記載されている数値の範囲で今後も施設の運営を計画し、ごみ質の変化があり安定運営に支障が発生した場合はユーティリティ使用量の増減を含め、協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	7	第1章	第2節	14	1)	排出ガス基準値について	現在、水銀の排出ガス基準値を順守するためにどのような運転方法や除去対策を実施されていますか。	毎月1回、搬入物の展開調査を実施しています。
18	要求水準書	7	第1章	第2節	14	1)	排出ガス基準値	表中のばいじん、硫酸化物、塩化水素は備考に「ろ過式集じん機出口及び煙突」とありますが、これらは両方の測定を行うのでしょうか。	指定開示日に説明いたします。 回答NO.4を参照下さい。
19	要求水準書	7	第1章	第2節	14	2)	騒音基準	下記の点についてご教示下さい。 ①敷地境界測定ポイント ②暗騒音(四季) ③現在の施設騒音	東西南北で計4カ所となります。 ②、③については、データがありません。
20	要求水準書	7	第1章	第2節	14	3)	振動基準	下記の点についてご教示下さい。 ①敷地境界測定ポイント ②焼却施設停止時の振動値 ③現在の施設稼働時の振動値	東西南北で計4カ所となります。 ②、③については、データがありません。
21	要求水準書	8	第1章	第2節	14	4)	悪臭基準	下記の点についてご教示下さい。 ①敷地境界測定ポイント ②現在の施設稼働時の悪臭測定結果	東西南北で計4カ所となります。 ②については、データがありません。
22	要求水準書	10	第1章	第2節	15	3)	都市ガス	ガス種別が「中部ガス」になっているが「中圧ガス」の誤記と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	10	第1章	第2節	17		多摩地域ごみ処理広域支援体制への協力	事業期間中の定期点検、大規模補修工事等で、やむをえず、ごみ処理に支障が生じうる場合、本協定の第2条2項に基づき貴組合を通じ、本協定を締結している他の自治体に支援を要請することは可能ですか。	広域支援体制を要請することは、想定していません。そのような事態が発生しないような運転管理及び大規模補修計画等を実施することを求めます。
24	要求水準書	12	第2章	第1節	1		組合殿運転係の指揮命令系統について	平成40年6月末日まで組合殿の運転係は事業者の責任者の指揮命令系統下に入るものとして計画してよろしいでしょうか。	入りません。
25	要求水準書	12	第2章	第1節	1		全体組織計画	1)にて本事業の現場総括責任者として廃棄物処理施設技術管理者の配置を、2)にて焼却施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の配置を求められていますが、これは当該資格者を両職務にそれぞれ配置することとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分							
26	要求水準書	12	第2章	第1節	1	3)		有資格者の配置	表2.1.1本事業の推進にあたって必要な資格に記載されております“第2種電気主任技術者”は常駐が必要でしょうか。	常駐が必要です。
27	要求水準書	12	第2章	第1節	1	3)		有資格者の配置	表2.1.1本事業の推進にあたって必要な資格に記載されております“第1種衛生管理者”は事業者側が準備する人員が50人未満でも配置が必要でしょうか。	常駐が必要です。
28	要求水準書	12	第2章	第1節	1	3)	表2.1.1	本事業の推進にあたって必要な資格	危険物取扱主任者(乙類第4種)とありますが、乙種第4類の誤記と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	13	第2章	第2節	6)			労働安全衛生・作業環境管理	ダイオキシン類ばく露防止の体制は、貴組合職員を含めての体制との認識でよろしいでしょうか。	事業を実施する民間事業者であり、組合職員は含みませんが、柳泉園組合で開催される協議会については、参加していただきます。
30	要求水準書	13	第2章	第3節		3)		防火管理の定期点検	消防設備の定期点検(機器点検・総合点検)は組合殿にて実施されるので設備の改善は組合殿所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	13	第2章	第5節		1) 3)		場内警備	“場内”の範囲は焼却施設も建物範囲と考えてよろしいでしょうか。(第10章第3節では焼却施設と記載) また、場内警備のイメージは警備専任者を配置することを想定されているのでしょうか。 または、第10章第3節記載のとおり機械警備でよろしいのでしょうか。	機械警備の範囲は焼却施設の建物範囲です。 場内警備は機械警備による焼却施設の警備、夜間・休日の施設の施錠管理、敷地内の監視程度とお考え下さい。
32	要求水準書	13	第2章	第3節	1)			防火管理	本施設の防火管理者は、貴組合の職員が担い、その下に、事業者が防火管理上必要な組織を整備すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	13	第2章	第5節				施設警備・防犯体制	場内の警備体制について、ご開示をお願いします。	現状の警備体制は、開示できません。
34	要求水準書	14	第2章	第8節	表2.8.1			帳票類の種類(参考)	帳票類の種類が表に参考として記載されているが、現在貴組合で管理している実際の帳票の種類のご開示をお願いします。	一部開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
35	要求水準書	14	第2章	第8節	表2.8.1			帳票類の種類(参考)	海事戴いた平成27年度の運転管理月報には毎日の発電量・売電量・蒸気量等が記載されていません。分かる資料がございましたら、ご開示をお願いします。	開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
36	要求水準書	15	第3章	第1節	1)			受付時間	祝日が受付対象となった日数について、ご教示をお願いします。	平成27年度実績から12月29日から1月3日までを除く対象日全てです。
37	要求水準書	15	第3章	第2節				搬入管理	現状の公車、私車(事業系)及び一般車に対する、プラットホームの搬入管理方法について、ご教示をお願いします。	要求水準書のとおりです。
38	要求水準書	16	第4章	第1節				運転管理業務	参考として、過去5年間さかのぼって、月間運転計画や実施報告書の写し、ないしは各炉の運転状況、日毎、月毎の搬入量、処理量が分かる資料を御開示願います。	一部開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
39	要求水準書	16	第4章	第1節	3			年度の区切り	年度の区切りは開始月を考慮して下記の通りと考えてよろしいでしょうか。 ※用役等の切替えまた事業契約書(案)についても同様の解釈 ※P.38 別紙1にも同様な記載 平成33年度まで ⇒ 平成34年6月末日 平成39年度まで ⇒ 平成40年6月末日	平成33年度まで ⇒ 平成34年3月末日 平成39年度まで ⇒ 平成40年3月末日です。
40	要求水準書	18	第4章	第1節	7			運転管理業務の内容	“運転管理を行う範囲は以下のとおりとする。”の主体は事業者と読み替えると考えてよろしいでしょうか。 事業者と読み替えてよい場合に“4)土木建築設備”は事業者管理範囲には該当しないのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。 土木建築設備も日常点検は範囲内です。
41	要求水準書	19	第4章	第1節	8			施設動線	現状の緊急時の動線が決まっていたら、ご教示をお願いします。	決まっています。
42	要求水準書	19	第4章	第1節	12			車両の仕様	参考までに、本事業の範囲の業務で、現在恒常的に使用している車両等の種類および台数をご教示願います。	1トン積みトラック1台
43	要求水準書	19	第4章	第1節	17			特定部品の調達	施工企業以外から特定部品を調達する場合、その理由と本施設の機能を維持できることを組合にあらかじめ説明し、調達先及び調達時期を報告すれば、承諾を頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	報告内容により判断します。
44	要求水準書	20	第4章	第1節	18			運転管理体制	運転管理体制策定にあたり、現状の焼却施設の運転・維持管理体制についてご開示をお願いします。	運転係(直営)7名×2係 計14名、(委託)11名、整備係3名、管理係7名

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分						
45	要求水準書	20	第4章	第1節	19	1)	運転計画の作成	『本事業の全面委託となる平成39年度までは』とありますが、第4章第1節3にて『平成40年度以降は100%処理すること。』とあります。全面委託の開始年度は平成40年度でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	20	第4章	第1節	20		運転管理マニュアル	焼却施設の運転操作に関して、運転管理上の自主管理値を設定されていましたら、ご教示をお願いします。	審査に関係する部分ですので開示できません。
47	要求水準書	20	第4章	第1節	20		運転管理マニュアル	運転管理マニュアルの作成改訂及び自主管理値の設定について、作成したマニュアルや管理値は、貴組合の運転班にも適用されるとの認識でよろしいでしょうか。もしくは、全面委託となるまでは、現在貴組合で使用している運転管理マニュアル、管理値等を事業者も使用し、全面委託時から事業者で整備する物を使用することとなりますか。	運転管理マニュアルについては基本的には適用されますが、別途協議によるものとなります。管理値は適用されません。事業者は事業開始から事業者が作成したマニュアル、設定した管理値にて運転下さい。
48	要求水準書	21	第5章	第1節	3		工事中機械器具等	場内の据付工具類等について、日常点検整備等で目的に沿った用途で使用するものについては、使用してよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	21	第5章	第1節	4	2)	仮設電力及び用水	『使用許可を受けて工事期間中に限り利用できるものとする。』とありますが、工事の進捗状況により工事期間の延長が生じた場合、その延長した工事期間も御貸与いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書	21	第5章	第1節	5		工事現場の管理	現場代理人の配置が求められていますが、本事業での工事や修繕で事業者が外部業者に発注をする場合、貴組合が発注者で事業者が元請負人となり外部業者が下請負人となるとの扱いでしょうか。あるいは、本事業は事業運営を事業者が行うため、事業者が発注者となり、外部業者が元請負人となるとの扱いでしょうか。	事業者が元請負人となり外部業者が下請負人となるとご理解下さい。
51	要求水準書	22	第5章	第1節	8	1)	使用する材料の規格	原則は日本国内規格に従うものとしませんが、海外規格（ASME、中国標準規格等）の材料の使用は可能なものと考えてよろしいでしょうか。	日本国内規格に相当する化学的成分及び機械的性能を有するものであると認められるものは主要部を除き使用可能とします。ただし、海外規格の使用にあたっては事前に組合と協議するものとしします。
52	要求水準書	22	第5章	第1節	9	1)	材料保管	工事に要する材料や消耗品予備品は、場内に保管してもよろしいでしょうか。	協議により可能とします。
53	要求水準書	24	第5章	第3節	1		備品・物品・用役の調達計画	参考までに過去5年間の調達計画、調達実施報告等を御貸与願います。	存在しません。
54	要求水準書	24	第5章	第3節	3	1) 2)	施設の機能維持の引用	“本施設の基本性能”及び“本施設の公害防止基準”の引用はそれぞれ下記のとおり読み替えてよろしいでしょうか。 基本性能 : 第2節12参照 ⇒ 第2節11参照 公害防止基準 : 第2節15参照 ⇒ 第2節14参照	結構です。
55	要求水準書	24	第5章	第3節	4		維持管理業務各種書類作成	参考までに過去5年間について下記の資料を開示していただけないでしょうか。 4項：維持管理計画、実施報告等 5項：日常点検・定期点検計画書、実施報告等 6項：法定点検実施年度、時期 7項：現状の保安規定	一部開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
56	要求水準書	25	第5章	第3節	5	2)	日常点検項目範囲	表5.3.1日常点検・定期点検項目（参考）に記載されている項目のうち下記の項目は事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。 ①建築機械設備、建築電気設備に係る点検清掃 ②建屋の点検、清掃 ・建屋の外壁、屋根の防水 ・見学者の立ち入る場所等の清掃 ③外構施設の維持管理、点検 ・構内道路、駐車場及びトイレの点検、清掃	日常点検は範囲内です。

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分						
57	要求水準書	26	第5章	第3節	8	2)	大規模補修	『受注後直ちに機器の耐用年数等を考慮した上で補修費用を極力平準化した大規模補修計画を作成し、組合へ報告すること。』とありますが、大規模補修計画の作成・報告にあたっては事業開始後、設備の状況を把握する必要があります。『受注後直ちに』とは、具体的にどの程度の期間を指すかをご教示願います。	組合との協議によります。
58	要求水準書	27	第5章	第3節	8		大規模補修の対象設備	表5.3.3 大規模補修の対象設備に記載されている“ボイラー水管/第1放射室側室及び天井メンブレンパネル”とは“第1放射室耐火物被覆部位上部のメンブレン前面、左右側壁パネル及び後面メンブレンパネルの部位”を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	27	第5章	第3節	8	表5.3.3	大規模補修の対象設備	大規模補修の計画を検討する為、大規模補修の対象設備につきまして、これまでの維持管理履歴のご開示願います。	一部開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
60	要求水準書	28	第5章	第3節	10	1)	精密機能検査	現在の精密機能検査要領書と精密機能検査報告書をご開示願います。	精密機能検査要領書及び精密機能検査報告書はありません。
61	要求水準書	28	第5章	第3節	12	1)	電気設備の点検整備範囲	直流電源装置内のバッテリーの更新も本事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	一部含まれます。(非常照明用電源)
62	要求水準書	28	第5章	第3節	12	1)	電気設備の点検整備範囲	コントロールセンターに内蔵されているインバータの更新も本事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	含まれます。
63	要求水準書	29	第5章	第3節	13		計装機器の点検整備の範囲	DCSの更新は本事業に含まれないと記載されていますがDCSのシステムを構築する付帯機器類(マンマシン・プリンタ等)も本事業内に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	一部含まれます。(現場付計器)
64	要求水準書	29	第5章	第3節	15		清掃の範囲	ごみ処理施設の清掃の範囲は焼却施設の入っている建屋部分と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	30	第6章	第2節			環境保全計画	別紙9について添付がありませんのでご提示願います。	別紙9は、別紙8の誤記です。
66	要求水準書	30	第6章	第2節	1)		環境保全計画	「別紙9に示す項目及び頻度以上」とありますが別紙9は添付されていません。別紙8の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	30	第6章	第4節	1)		環境保全計画	本節も上記同様に「別紙9に示す項目及び頻度以上とすること」とありますが、別紙8の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	30	第6章	第5節		1) (1)	測定分析業務	土壌のダイオキシン類濃度分析の箇所数をご教示願います。	別紙8を参考に提案願います。
69	要求水準書	31	第6章	第6節			運転に係る停止基準及び要監視基準の設定	本項目等で作成が求められている基準値について、貴組合運転班が焼却施設の運転の一部を行う平成39年度末までは、貴組合運転班も同様の基準で運転を行うとの認識でよろしいでしょうか。	組合運転班は独自の基準で運転します。
70	要求水準書	34	第8章	第3節			施設外への供給	蒸気の施設外利用について、設備の緊急停止等により一時的に蒸気の供給ができない事態が発生した際の取り決めがありましたら御開示願います。	ありません。
71	要求水準書	36	第10章	第1節			清掃範囲	ここに記載されています“清掃”とは焼却施設部分以外の範囲の清掃を示すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	36	第10章	第3節			機械警備	現在、焼却施設内は機械警備は実施されているのでしょうか。	行っておりません。
73	要求水準書	36	第10章	第5節			その他	光化学スモッグ注意報が届いた場合の削減計画について、ご教示をお願いします。	一部開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
74	要求水準書	38	第1章	第1節	4		別紙1の取扱について	別紙1と本文との内容に差異がある場合、どちらが優先されるのでしょうか。	別紙1は本文を補完するものであり、本文が優先されるものとお考え下さい。なお、詳細については、組合と別途協議とします。
75	要求水準書	38	第1章	第1節	4		別紙1 運転管理業務5)施設の 運転 (適正処理)	平成39年度(平成40年6月末日)までは組合殿も業務所掌範囲と読み替えてよろしいでしょうか。 (組合及び事業者両方に“○”)	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	38	第1章	第1節	4		別紙1 年度区切り	※1,2については下記のとおり読み替えるものとしてよろしいでしょうか。 ※1.平成39年度まで(予定)⇒平成40年6月末日まで ※2.平成40年度以降(予定)⇒平成40年7月1日以降 平成34年度以降⇒平成34年7月1日以降	平成39年度まで⇒平成40年3月末日まで 平成40年度以降⇒平成40年4月1日以降 平成34年度以降⇒平成34年4月1日以降です。
77	要求水準書	40	第1章	第1節	4		別紙1 24)機械室の清掃	機械室には建築機械のみが配置されている建築機械設備室も含まれるのでしょうか。	含まれます。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分							
78	要求水準書	43	第10章	別紙1	8	5)		その他関連業務	機械警備による焼却施設の警備について、現在契約している会社など契約内容について教示願います。	現在、行っておりません。(回答No.72参照)
79	要求水準書	44、45	別紙2					運営・維持管理業務範囲図	別紙2の業務範囲図は、サイズが小さく文字も小さく判読が困難なため、拡大した図を配布いただけませんか。	配布できません。
80	要求水準書	47	別紙4	1)				電力調達方法	電力の調達、余剰電力の売却について、提案者から現状より合理的な提案ができる場合、それを提案書に記載してもよろしいでしょうか。それは評価の対象として戴けるのでしょうか。	審査に関係する部分ですので回答できません。
81	要求水準書	47	第1章	第2節	15			別紙4 費用負担の切り替え開始年	別紙4に記載の年度については下記のとおりと考えてよろしいでしょうか。 ①平成39年度まで → 平成40年6月末日まで ②平成40年度以降 → 平成40年7月1日	回答No.76を参照下さい。
82	要求水準書	47	別紙4	3)				費用負担	参考までに、下記について年度ごとの変動も評価できるよう、過去5年間の資料を提示願います。 3)項：ガス使用量 4)項：灯油使用量 5)項：各薬剤使用量 6)項：車両や機械等の燃料	一部開示いたします。 回答NO.4を参照下さい。
83	様式集	様式第十三号						①, ③, ④, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫	提案の部分はExcelでなく、Wordで作成しても宜しいでしょうか。	結構です。
84	様式集	様式第十三号 ②	①					運営維持管理体制	体制図は、本事業開始時、平成34年度以降、平成40年以降の体制がわかるように記載すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	様式集	様式第十三号 ②	②					構成人員	人件費単価を記載することになっておりますが、個人差がありますので平均値を記載すれば宜しいでしょうか。また、記載する人件費単価は、審査の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 審査に関係する部分ですので回答できません。
86	様式集	様式第十三号 ⑦						点検・検査・補修工事のスケジュール	記載する番号が多くなる場合、セルの高さを変更しても宜しいでしょうか。また、複数ページになってしまうことをご了承いただくよう、お願い申し上げます。	結構です。
87	様式集	様式第十三号 ⑩	2					リスク管理計画(損益・収支計画)	記載要領の中に“事業期間における損益計画・収支計画(様式任意)”を添付するように記載されていますがリスク管理計画の観点からの損益計画・収支計画とは具体的にどのようなものをご提示すればよろしいのでしょうか。	審査に関係する部分ですので回答できません。
88	様式集	様式第十三号 ⑪	1					事業管理計画(損益・収支計画)	記載要領の中に“事業期間における損益計画・収支計画(様式任意)”を添付するように記載されていますが発電についての収益等は組合殿の収入になる部分がありますがどの範囲までの損益・収支計画なのか具体的に御明示下さい。	本事業に係る事業者の損益・収支計画です。
89	様式集	様式第十三号	⑩⑪					リスク管理計画、事業管理計画	次頁様式第十三号⑩においても、事業期間の損益計画・収支計画(任意様式)の別紙添付が求められております。第十三号⑩又は⑪のどちらの様式に記載すればよろしいでしょうか。	第十三号⑩の別紙として添付下さい。
90	様式集	様式第十四号 ②						運転経費 [固定費] 単価の単位	単価(円/t)とありますがこの“t”は用役の使用量当たりと考えてよろしいでしょうか。	実施方針及び事業契約書(案)に示しているとおりに処理対象物の受入量当たりです。
91	様式集	様式第十四号 ②						運転経費 [固定費] 共通設備の定義	ここに記載の共通設備とは具体的にどのような部分に当たるのでしょうか。また、共通設備における経費については具体的に本表に基づき、ご教示いただけるのでしょうか。	警備、保険等やその他想定される固定的な経費を各社提案願います。
92	様式集	様式第十四号 ②						運転経費 [固定費] 年間使用量の記載場所	表の欄外に“年間使用量、単価を別途提示のこと”と記載がありますが年間使用量についてはご指定の表以外に別途作成し提出するということがよろしいのでしょうか。また、単価については、表中に記載以外にどのような内容を別途ご提示すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 単価は、用役毎の単価(円/kg、円/kl等)を別途提示願います。 なお、固定費は処理対象ごみの処理量に応じて算出されないため、表中単価は記入不要です。 また、薬剤関係は組合運転班が運転中の使用量を含めて事業者が費用負担することに御留意願います。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分							
93	様式集	様式第十四号③						運転経費 [変動費] 燃料関係 プロパンガス	プロパンガスと記載されていますが都市ガスと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	様式集	様式第十四号③						運転経費 [変動費] 都市ガスの単価	燃料費算出のため、現在契約されています単価をご教示願います。（料金算出方法）	東京ガス料金表を参照下さい。
95	様式集	様式第十四号③						運転経費 [変動費] 単価の単位	単価（円/t）とありますがこの“t”は用役の使用量当たりと考えるとよろしいでしょうか。 もしくはごみ処理t当たりなのでしょうか。	回答No. 90を参照下さい。
96	様式集	様式第十四号③						運転経費 [変動費] 単価の単位	単価（円/t）とありますがこの“t”は用役の使用量当たりと考えるとよろしいでしょうか。 もしくはごみ処理t当たりなのでしょうか。	回答No. 90を参照下さい。
97	様式集	様式第十四号③						運転経費 [変動費] 苛性ソーダ・塩酸の記載	苛性ソーダと塩酸の記載については設備ごとではなく、まとめて提示することでもよろしいでしょうか。	様式のとおり分けて提示下さい。
98	様式集	様式第十四号③						運転経費 [変動費] 年間使用量の記載場所	表の欄外に“年間使用量、単価を別途提示のこと”と記載がありますが年間使用量についてはご指定の表以外に別途作成し提出するということがよろしいのでしょうか。 また、単価については、表中に記載以外にどのような内容を別途ご提示すればよろしいのでしょうか。	回答No. 92を参照下さい。
99	様式集	様式第十四号	②③	運転経費				電気料金 水道料金 燃料ガス料金	事業計画にあたって、下記の項目について、現状の料金を開示願います。 ・購入電力の基本料金、使用料金単価（季節、時間帯別） ・売電単価（季節、時間帯別） ・定期／全炉停止時の自家発補給電力契約に基づく供給単価 ・上下水道の基本料金と使用料金単価 ・都市ガス料金単価	平成28年度については、一部開示いたします。 回答NO. 4を参照下さい。
100	様式集	様式第十四号	②③	運転経費				燃料の種類	プロパンガスと灯油が記載されているが、プロパンガスは焼却炉の助燃バーナ、再燃バーナ用燃料、ガス焚きボイラの燃料となり、灯油は非常用発電機（ガスタービン）用燃料との理解で間違いのないでしょうか。	プロパンガスは都市ガスと読み替え、以下はご理解のとおりです。
101	事業契約書(案)	2	第1章	第1節	第1条	11	(15)	「事業提案書」の定義	“「事業提案書」とは事業者が本事業の事業者選定にかかる入札において提案書一式（発注者の質問に対する・・・）と記載されていますが文章が途中で途切れているように見受けられます。 ご教示願います。	「提案書一式（発注者の質問に対する回答を含む）」です。
102	事業契約書(案)	2	第1章	第1節	第1条	11	(16)	(16)の文章	(16)の文章が途切れているようですのでご教示願います。	(16)は削除します。
103	事業契約書(案)	3	第1章	第1節	第4条			著作権の譲渡等	本契約締結以前に事業者が本件業務に関わりなく保有していた成果物にかかる著作権は事業者に留保されるものとし、事業者は引き続きこれを自己の事業活動に利用することができるものとして考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	事業契約書(案)	3	第1章	第4条				著作権の譲渡等	本項目での成果物に、契約の有無に係らず事業提案書は含まれず、よって第4条に記された著作権の譲渡の対象とはならないことを確認願います。	ご理解のとおり著作権の譲渡の対象とはなりません。
105	事業契約書(案)	3	第1章	第1節	第4条	2		成果物の公表について	“発注者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を事業者の承諾なく自由に公表することができる。”と記載されていますが事前に事業者と協議をし承諾を得ることを条件とすることはできませんか。	原則条件としますが、内容により協議可能とします。
106	事業契約書(案)	6	第1章	第1節	第11条	5		現場統括責任者と技術管理者の兼務	技術管理者の専任とは現場統括責任者と技術管理者との兼務は認められないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	事業契約書(案)	6	第1章	第1節	第11条	5		技術管理者の配置(熱回収施設)	熱回収施設とは焼却施設と読み替えてよろしいでしょうか。	結構です。

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分							
108	事業契約書(案)	9	第2章	第1節	第22条			焼却施設の確認	業務開始前の焼却施設の現況の確認事項の中に“第60条2”で規定されている精密機能検査は発注者側で実施されるのでしょうか。実施される場合、基本性能は、業務開始前の精密機能検査の能力と考えてよろしいでしょうか。	事業者の業務開始前には精密機能検査は実施しません。平成28年度の運転管理、定期点検整備及び排ガス分析データ等の記録により基本性能を確認します。
109	事業契約書(案)	11	第2章	第4節	第30条	2		(運転管理業務)年度の区切り	各年度については下記のとおりに読み替えるものとしてよろしいでしょうか。 ①平成33年度まで ⇒ 平成34年6月末日まで ②平成34年度から39年度まで ⇒ 平成34年7月1日から平成40年6月末日まで ③平成40年度以降 ⇒ 平成40年7月1日以降	平成33年度まで ⇒ 平成34年3月末日まで 平成34年度以降から39年度まで ⇒ 平成34年4月1日から平成40年3月末日まで 平成40年度以降 ⇒ 平成40年4月1日以降です。
110	事業契約書(案)	12	第2章	第33条	3			ごみ処理量の増加	前条第2項とありますが、前条となる第32条に2項は存在しませんので、本項の指す項目についてご教示願います。	「前条第2項」は「第30条第2項」の誤記です。
111	事業契約書(案)	12	第2章	第34条	2			余熱の利用	貴組合が行う余剰電力の売電について、発電量ならびに外部への売電量に関するノルマや保証条項は無いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	事業契約書(案)	13	第2章	第5節	第39条			瑕疵担保責任(年限)	記載されています瑕疵担保期間の年限については原則が記載されているものとし、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。(耐火物、火格子、可動部分等の商用品等)また、最長でも業務期間終了後の1年間が妥当ではないかと考えますがいかがでしょうか。	瑕疵担保期間は原則、3年間とします。ただし、3年間が機能等を確保する点から不適切と発注者が認める消耗品等については協議して決定するものとします。
113	事業契約書(案)	13	第2章	第5節	第39条			瑕疵担保責任の範囲	「瑕疵」の定義について、本件で対応した大規模補修、定期点検整備の範囲内の瑕疵に限定しているものと考えてよろしいでしょうか。	本件で対応した大規模補修、補修工事(点検整備を含む)及び更新工事です。
114	事業契約書(案)	13	第2章	第5節	第39条			瑕疵担保責任(判定基準)	瑕疵の判定基準は、発注者と事業者間で協議し別途定められるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	事業契約書(案)	13	第2章	第4節	第39条	2		瑕疵担保責任	「瑕疵の修補・交換又は損害賠償の請求は、大規模補修、補修工事(点検整備を含む)及び更新工事について完了検査に合格した日から、3年以内にこれを行わなければならない。」と記されていますが、この瑕疵に該当する工事は、要求水準書P.27 表5.3.3 大規模補修の対象設備に記されている工事に限られると理解して宜しいでしょうか。	点検整備を含む補修工事及び更新工事も含まれます。
116	事業契約書(案)	14	第2章	第6節	第44条	1		要監視基準	排ガスの要監視基準値を現在設定されていれば、その数値と基準値を超えた場合の対処方法をご教示願います。平成39年度以前において、貴組合運転班の運転中、運転ミス等により排ガスの要監視基準値を超えた場合に事業者を求める対応についてご教示願います。	審査に係る部分ですので回答できません。
117	事業契約書(案)	15	第2章	第6節	第45条			停止基準値	平成39年度以前において、貴組合運転班の運転中、運転ミス等により停止基準値を超えた場合に事業者を求める対応についてご教示願います。	特に対応は求めません。
118	事業契約書(案)	15	第2章	第6節	第45条	5		停止基準値	「運転再開までの期間に応じ、運転停止した1系列あたり委託費のうち固定費を10パーセント減額する。」と記されていますが、固定費Aと固定費Bを合算した金額が対象となるのでしょうか。また、減額の計算は各事業年度の委託費の10%を日割にして、停止した日数が減額されると理解して宜しいでしょうか。	固定費Aが対象となります。毎月の委託費の10%を日割にして、停止日数分減額します。
119	事業契約書(案)	16	第2章	第6節	第46条	4		性能未達時の代替処理時の事業者負担	事業者の責に帰すべき事由により処理対象ごみの代替処理が必要になった場合における事業者側の負担は業務範囲に無い運送費も事業者が費用負担するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	事業契約書(案)	19	第5章		第58条			損害賠償の範囲	事業者が負うべき損害賠償の範囲は事業者が請け負った範囲と考えてよろしいでしょうか。	事業者が負うべき損害賠償の範囲は事業者の請け負った業務の要求水準未達と相当因果関係があるものに限られる(事業者の原因でないものの責任は負わない)という意味では、ご理解のとおりです。
121	事業契約書(案)	20	第6章		第60条	(3)		契約期間終了時の焼却施設の条件	“建物の主要構造物、内外仕上げ、設備・装置等に大きな破損等がなく、良好な状態であること”と記載されていますが土木建築関係は事業者業務範囲外のため、本稿は除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者の運転に起因する破損の場合は機能復元を求めます。

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	当該資料での該当部分						
122	事業契約書 (案)	20	第6章	第60条	3		契約期間終了時の焼却施設の条件	『運営期間終了後1年の間に、焼却施設の性能が確保できない事態』とは、運営期間終了後の1年間、適正な運転管理と定期点検等の維持管理を行っているにも係らず、焼却施設の性能が確保できない事態が発生した場合を指すとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	事業契約書 (案)	20	第6章		第61条	2	成果物の公表・使用	“発注者は、引継ぎにより提出を受けた書類等の成果物について、焼却施設の管理運営に必要なときは、これを自由に使用し、公表し、改変できるものとする。”と記載されていますが事前に事業者と協議をし承諾を得ることを条件とすることはできるでしょうか。 ※第4条2に関連	原則できませんが、内容により協議可能とします。
124	事業契約書 (案)	20	第6章		第62条		契約の解除	「発注者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業主に対し催告することなく、この契約を解除することができる。」と記載されておりますが、“事業主に対し催告することなく”を“両者協議の上”とすることはできるでしょうか。	原則できません。
125	事業契約書 (案)	27	別紙1	1	①		固定費Aの業務内容について	焼却施設内の植栽管理と記載されていますが事業者業務内容外ですので除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	事業契約書 (案)	31	別紙4	2			支給材料	「予備品及び消耗品等の支給材料は、現場説明会において現物を確認するものとする。」と記されていますが、確認することができませんでしたので、支給材料についてご教示をお願いします。	希望があれば、再度、現場説明いたします。